

第1回上田長野地域水道事業広域化協議会 次第

日 時：令和6年（2024年）4月8日（月）
13:30~14:30

場 所：上田駅前ビル・パレオ 2階会議室

1 開会

2 議題

- ・ 協議会規約について
- ・ 役員選出について
- ・ 協議事項等について

3 閉会

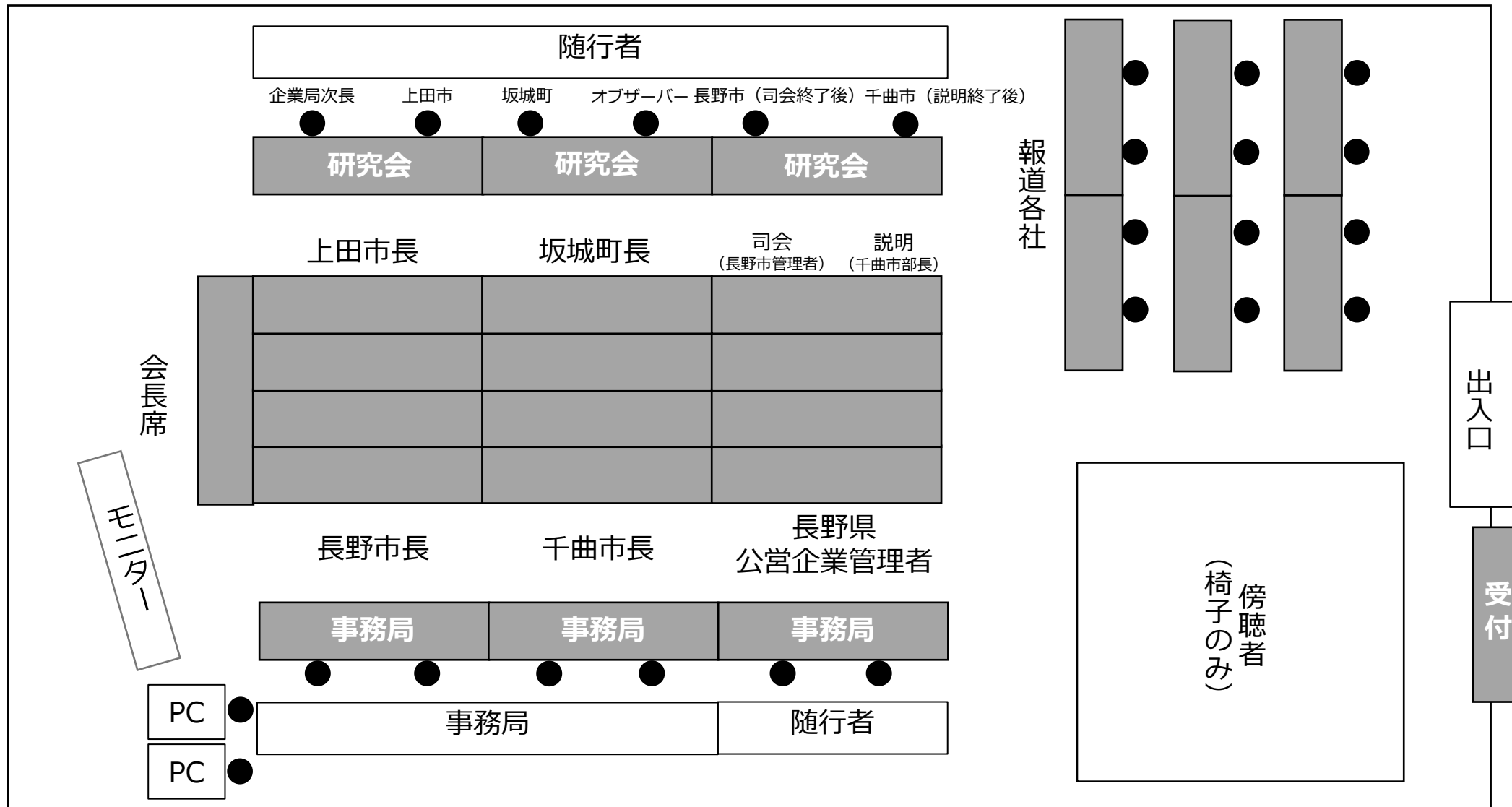
第 1 回上田長野地域水道事業広域化協議会 出席者名簿

【出席者】

団体名	職	氏名（敬称略）	備考
長野市	市長	荻原 健司	
上田市	市長	土屋 陽一	
千曲市	市長	小川 修一	
坂城町	町長	山村 弘	
長野県	公営企業管理者	吉沢 正	

配席図

日 時：令和6年4月8日（月） 13時30分から 14時30分
場 所：上田駅前ビル パレオ2階会議室



上田長野地域水道事業広域化研究会 における検討経過等について

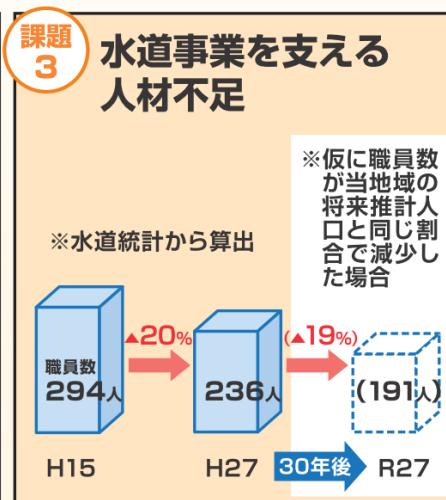
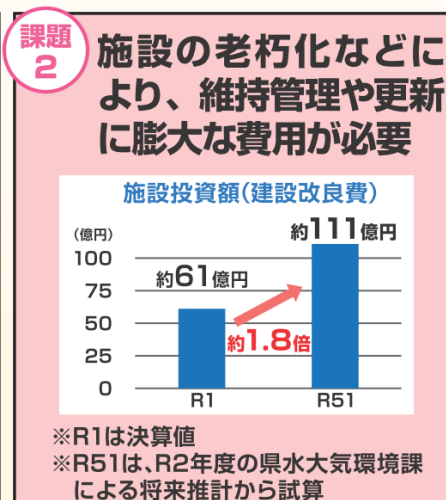
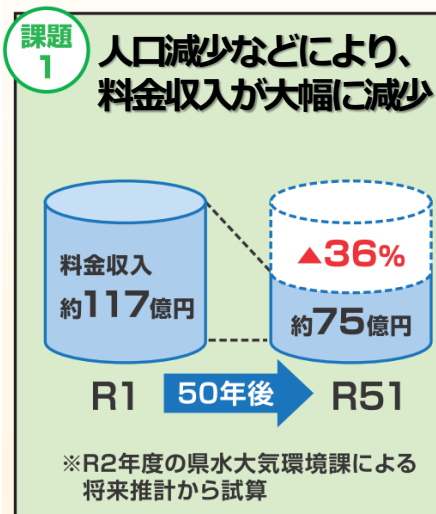
令和6年4月8日
上田長野地域水道事業広域化研究会

1. これまでの経緯と水道事業の課題

概要

- 昭和37年12月：長野市、上田市、千曲市及び坂城町（以下「関係市町」という。）の地域において、長野県企業局が市町村から4の上水道事業と35の簡易水道事業を引き受けて上水道事業を開始
- 平成26年～：関係市町及び県による「水道事業運営研究会」により、将来の広域化・広域連携を見据えた水道事業のあり方を検討
- 平成30年12月：水道法の改正により、持続可能な水道事業に向けた経営基盤強化のため、広域化の推進等が打ち出される
- 令和3年5月：厚生労働省のモデル事業による「水道施設の最適配置計画の検討」の結果公表
- 令和3年7月：関係市町及び県で「上田長野地域水道事業広域化研究会(以下「研究会」という。)」を設置し、検討を実施
- 令和5年3月：長野県水道ビジョンが改定され、上田長野地域における広域連携（事業統合）の方向性が整理される

水道事業の課題（上田・長野地域における4事業体の推計）



- 将来的な水道料金の大幅な値上げ
- 専門人材の不足による技術力の低下
- 大規模災害等への対応力の低下

- 安全・安心な水道水を将来にわたって安定供給するために、持続可能な水道事業経営に向けた基盤強化を図る必要
- 一事業体のみで対応することが困難であることから、水道事業広域化の検討が必要

2. 上田長野地域水道事業広域化研究会におけるこれまでの取組

令和3年7月 「上田長野地域水道事業広域化研究会」設置

関係市町首長から知事に対しての「水道事業の広域化に係る要望書」の趣旨を踏まえ7月30日に設立（第1回研究会）



第1回研究会
(県庁7階企業局会議室)

令和3年8月～令和4年3月「水道事業広域化・広域連携に係る基礎資料作成業務」の実施

令和2年度厚生労働省の検討結果を踏まえ、①想定される広域化等の形態、②施設整備計画、③財政シミュレーションについての基礎資料を作成

令和3年8月 広域化・広域連携に向けた論点整理と住民等への広報実施の決定

厚生労働省の調査結果を踏まえ「事業統合」を中心に研究を進める方針とし、今後住民説明会等を実施することとした。

令和3年9月 関係3市1町の首長による水道施設の相互見学及び意見交換

長野市、上田市及び企業局の浄水場を相互に見学した上で、広域化等についての意見交換を実施



水道施設相互見学

令和3年11月 「上田長野地域水道事業広域化に関するシンポジウム」の開催

上田長野地域の議員等を対象に持続可能な水道事業経営の体制づくりに向けたシンポジウムを開催



令和3年11月シンポジウム

令和4年6月～11月 住民等への説明会、市町議員勉強会を開催

地域の自治会等の役員、住民等を対象にした説明会を市町毎に実施。また、各市町議会の水道事業関連常任委員会委員を対象とした勉強会を合同で開催



住民説明会

令和5年6月～8月 広域化検討に係る広報ツールの作成・活用

広域化についてわかりやすく説明し、理解を醸成するための動画及び紙芝居を作成し、説明会等で活用



広域化動画の作成

令和5年6月～11月 住民への説明会・アンケートを実施

各市町の状況に応じ、住民を対象にした説明会やアンケートを実施

令和5年11月 「水道の未来を考えるシンポジウム」開催

住民・関係団体・議員・職員を対象に、水道事業の現状を知り、水道事業の未来を考えることで、水道事業への関心を高めるとともに、将来に向けた取組を理解するためのシンポジウムを開催（研究会における取組や今後の方向性等について経過報告）



令和5年11月 シンポジウム

令和5年4月～令和6年3月 事業統合に向けた組織体制（協議会など）の検討、協議

先行事例を調査の上、事業統合に向けた組織体制（協議会など）の構築に必要な検討項目を設定し、関係団体間で検討、協議を実施

3. 令和3年度に研究会で実施した基礎資料作成業務の概要

1) 業務の概要

- 令和2年度厚生労働省調査業務における「施設最適配置計画」を基本とし、**実現性や効果の高い広域化の形態を整理し、広域化に伴い想定される施設整備を検討するとともに、広域化による財政上の効果を試算**

2) 広域化の形態

「事業統合」による広域化が最も大きなメリット

- 施設の最適配置に伴う整備・維持費の削減及び計画的な集中投資ができること
- 一定規模職員数を確保できることで、専門技術職員の確保・育成や危機管理体制の強化が図れること
- 広域化の取組に対する国の交付金措置を受けられること

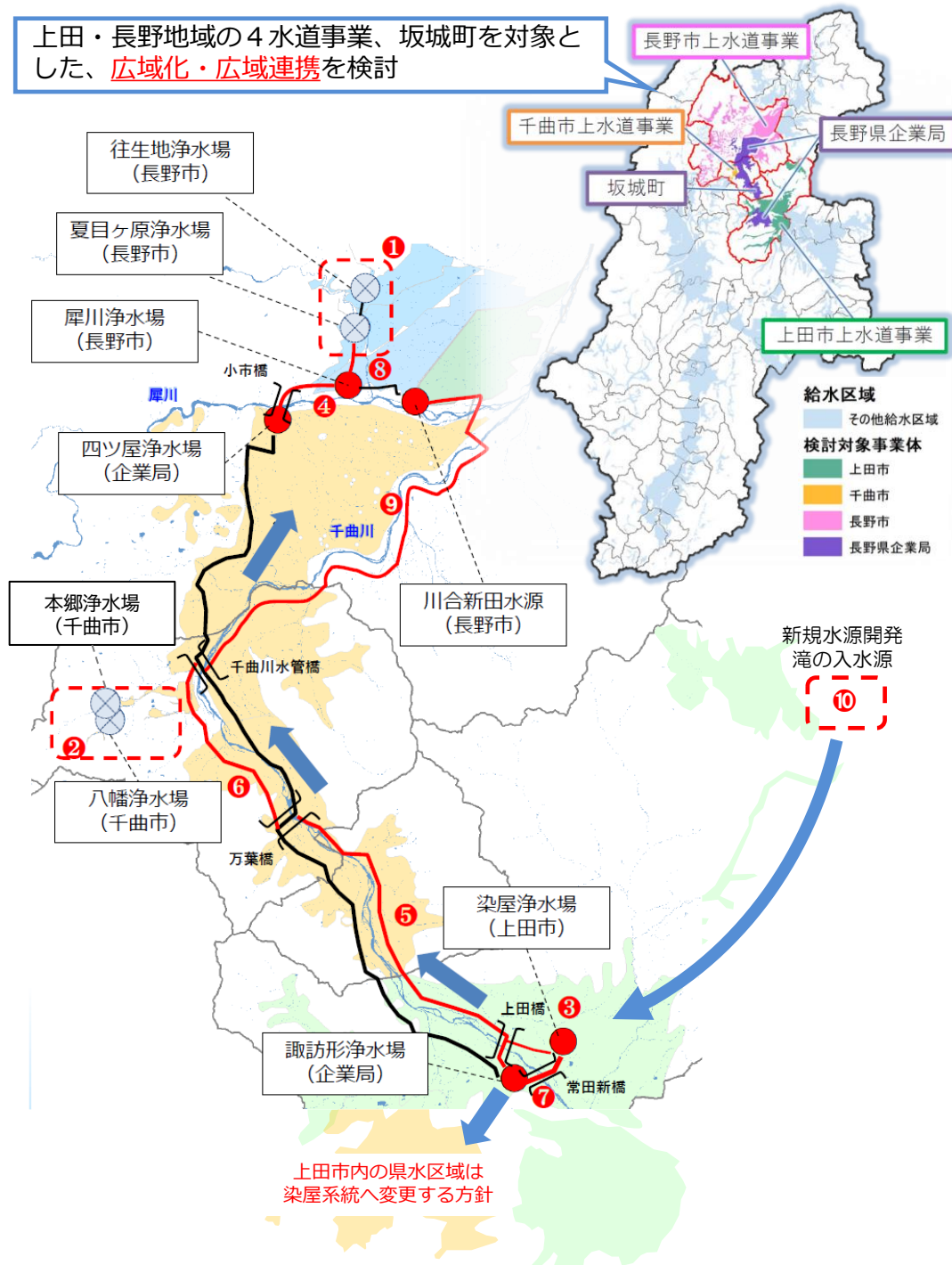
3) 広域化に必要な施設整備の検討方針（イメージ：右図）

- 高低差を利用した上流から下流への水運用による施設の最適配置 ➡（浄水場の更新③、老朽化施設の廃止①②、上田市内の県水区域は染屋系統へ変更する水運用⑦、新たな水源開発⑩）
- 災害等の非常時に備え、浄水場間のバックアップ体制の強化 ④⑦⑧⑨
- 送水幹線の2重化による冗長性確保⑤⑥⑨

4) 事業統合時の試算（シミュレーション結果）

- 事業統合と個別経営を比較した効果額の試算 **669億円/50年**
- 供給単価上昇の抑制効果
個別経営継続の場合と比較し、**全ての事業体で抑制効果あり**

上田・長野地域の4水道事業、坂城町を対象とした、**広域化・広域連携**を検討



5) 「事業統合」による効果及び課題

広域化の概要	効果	課題
○ 4 団体の事業を統合し、将来的な料金統一を目標とする事業形態 ・ 事業認可、管理者の統一 ・ 会計や決算の統一 ・ 関係団体で協力して職員体制を整備 ○ 一体的な水運用とそれに合わせた施設の整備等 ・ 老朽化した浄水場の更新や水需要の減に伴う老朽化施設の廃止 ・ 必要な浄水場連絡管やメイン送水管の整備 ・ 新規水源の確保	・ 料金やサービスの均一化 ・ 運営組織の一体化による専門人材を含む人材の確保・育成 ・ 危機管理体制の強化 ・ 地域の実情に即した効果的、効率的な水運用 ・ 施設の最適配置に伴う建設投資の効率化や維持費の削減 ・ 施設設備の更新や耐震化の促進 ・ 上記効果による安定したサービスの提供、料金の値上げ幅の抑制	・ お客様窓口等を集約化した場合におけるサービス低下のおそれ ・ 上下水道を一体的に管理している団体における下水道事業分離による業務効率低下のおそれ ・ 新団体設置に伴う各種システムの統一などの初期投資の発生 ・ 事業運営にあたっての構成元団体の意向の反映しづらさ

4. 広報関係の取組状況（令和4～5年度）

各団体において住民などを対象とした説明会を開催（全83回、1,232名 参加）

取組	実施主体等					
	長野市	上田市	千曲市	坂城町	企業局	研究会 (共通)
説明会等	●住民自治協議会対象 時期：R4.6.27～10.12 回数：27回（598名）	●地域協議会対象 時期：R4.9.15～27 回数：5回（85名）	●区長・自治会長対象 時期：R4.9.28～30 回数：4回（55名）	●R4全地区住民対象 時期：R4.10.6 回数：1回（48名）	●長野県立大・ 清泉女学院高等部学生 対象 時期：R5.1.11、2.8 （約70名） 回数：各1回 ●R4子育て世代対象 （長野、坂城） 時期：R5.1.13～19 回数：3回（約40名）	
	●R4全地区住民対象 時期：R4.11.20～29 回数：4回（51名）		●R4千曲市営水道事業 運営委員対象 時期：R4.10.13（39名）	●R4子育て世代対象 時期：R5.1.19（11名） （県企業局と合同）		
	●長野県立大学生対象 時期：R5.1.11 （県企業局と合同）		●R4全地区住民対象 時期：R4.10.22～11.6 回数：5回（27名）			
	●R4子育て世代対象 時期：R5.1.13～17 回数：2回 （県企業局と合同）					
	●R5全地区住民対象 時期：R5.8.20～10.5 回数：20回（171名）		●R5全地区住民対象 時期：R5.6.29～7.13 回数：8回（42名）	●R5子育て世代対象 時期：R5.9.7 回数：1回（16名） （県企業局と合同）	●R5子育て世代対象 （千曲、坂城） 時期：R5.9.7 回数：3回（38名）	
		●R5全地区住民対象 時期：R5.8.1～9.24 回数：9回（155名）	●R5千曲市営水道事業 運営委員対象 時期：R5.8.21（38名）			●シンポジウム 時期：R5.11.3 （151名）
			●R5子育て世代対象 時期：R5.9.7 回数：2回（22名） （県企業局と合同）			

取組	実施主体等					
	長野市	上田市	千曲市	坂城町	企業局	研究会 (共通)
情報発信	● SNS (X、LINE) 投稿 5回 R4.11月～R5.9月 ● 広報紙水だより R5.2月号 掲載 ● YouTube投稿 R5.6月 動画本編 R5.8月 紹介短編 ● 広報ながの R5.8月・9月号 掲載	● 広報誌 R4.10号 R5. 5号 掲載 ● 市民説明会の動画 (ケーブルビジョン放映) 時期：R5.10月	● 市報 R4.12月号 R5. 4月号 掲載		● 広報紙 けんえいすいどう R4.12月・3月号 R5.8月・12月号 R6.3月号 掲載	● 広域化説明動画作成 時期：R5. 6月 ● 広域化説明 紙芝居作成 時期：R5.8月
アンケート	● R4全地区住民説明会 参加者向け 時期：R4.11.20～29 ● R5全地区住民説明会 参加者向け 時期：R5.8.20～10.5 ● R5市民アンケート 時期：R5.10.17～ R5.10.31	● R5全地区住民説明会 参加者向け 時期：R5.8.1～9.24 ● R5市民アンケート 時期：R5.10.16～ R5.11.3	● R4全地区住民説明会 参加者向け 時期：R4.10.22～11.6 ● R4市民アンケート 時期：R4.12.9～R5.1.20 ※ほか区長説明会・運営委員 会参加者・市民向けwebに より実施 ● R4子育て世代対象 時期：R5.1.12～31 ● R5全地区住民説明会 参加者向け 時期：R5.6.29～7.13	● R4全地区住民説明会 参加者向け 時期：R4.10.6		

説明会の実施状況

住民説明会（坂城町）



住民説明会（長野市）



清泉女学院への訪問授業



住民説明会（上田市）



住民説明会（長野市）



子育て世代対象説明会（坂城町）



子育て世代対象説明会（千曲市）



広報媒体の作成

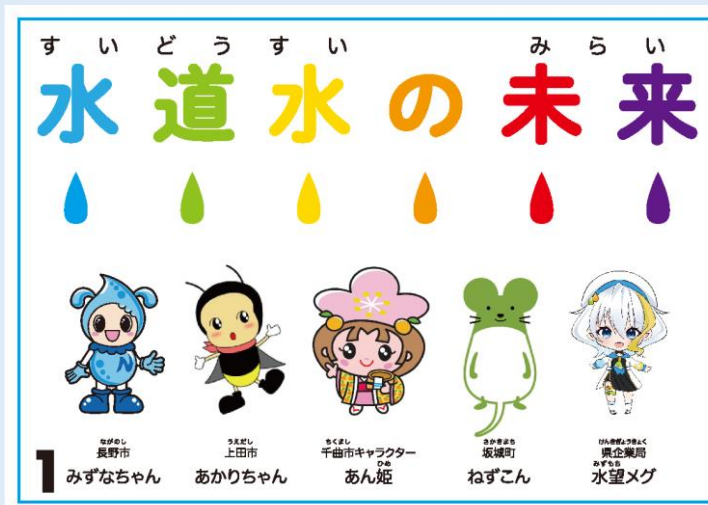
○広域化 動画

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n704000/suido/p005904.html>
(長野市ホームページ)



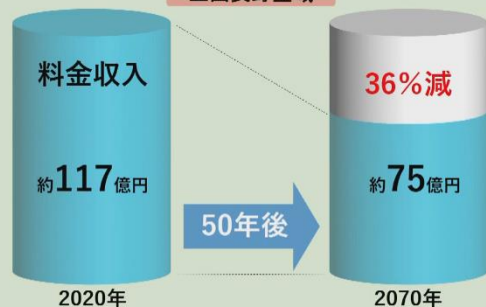
○広域化 紙芝居

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kigyo/documents/2309suidoslide.html>
(県企業局ホームページ)



人口減少などにより
料金収入が大幅に減少

上田長野全域



※研究会の試算

水道料金の収入が大幅に減ってしまいます



14

5. 水道事業の広域化に関する各市アンケート結果の概要(R5実施団体分)

アンケートの概要

- ・ 調査目的
将来の水道事業のあり方を検討していく上で、市民の水道水に対する意識や水道事業（広域化検討含む）に対する意見、要望等を把握すること
- ・ 調査対象、期間、方法、有効回答数（有効回答率）

長野市

(1) 対象者：満18歳以上の市民 6,000人

(2) 期 間：令和5年10月17日～10月31日

(3) 方 法：郵送配布、郵送又はWEBによる回答

(4) 有効数：2,046件（有効回答率：34.1%）

上田市

(1) 対象者：満18歳以上の市民 4,000人

(2) 期 間：令和5年10月16日～11月3日

(3) 方 法：郵送配布、郵送又はWEBによる回答

(4) 有効数：1,604人（有効回答率：40.1%）

広域化に関連する質問への回答（アンケート全体から抜粋）

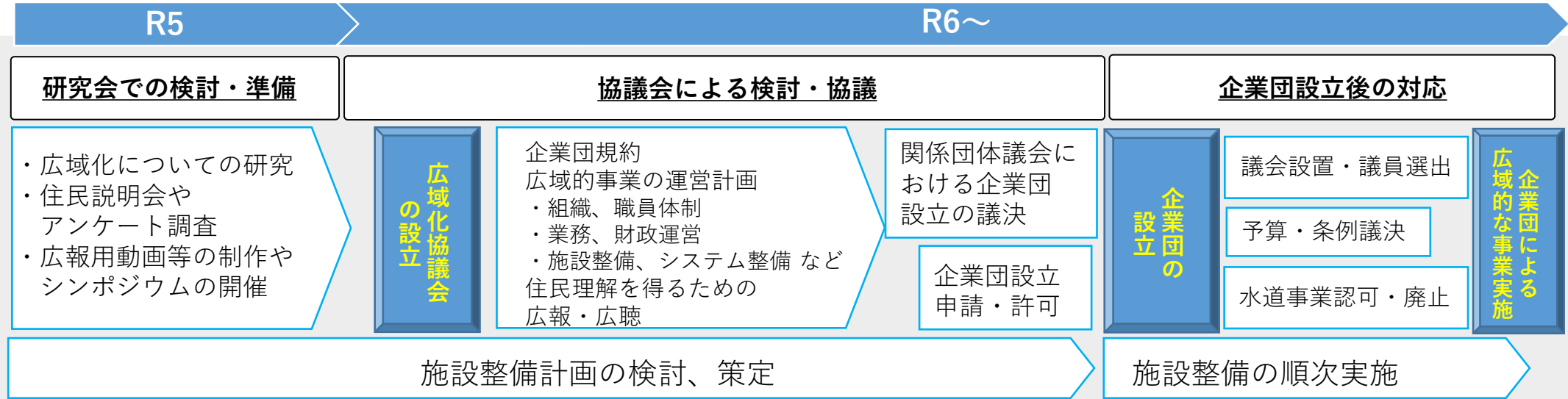
質 問	長野市	上田市
上田長野地域において 広域化を検討しているが、 どのように考えるか？ （単一回答）		
広域化への期待 （複数回答可） ※回答の多い項目を記載	・ 水道料金の値上幅の抑制（58.4%） ・ 水道設備の更新や耐震化が進む（40.7%） ・ 国の補助金を活用することができる（36.2%） ・ 施設の統廃合などにより各事業体で個別経営を続けるよりも維持管理・投資が効率化される（36.0%）	・ 水道料金の値上幅の抑制（67.7%） ・ 災害時の対応力（49.6%） ・ 水道設備の更新や耐震化（国の補助金を活用）（48.4%） ・ 水質などの安全性（45.1%）
広域化した場合の不安・課題 （複数回答可） ※回答の多い項目を記載	・ 料金値上幅が本当に抑制されるか（52.7%） ・ お客様窓口を集約した場合、サービスが低下しないか（40.7%） ・ 「水質などの安全性」（34.6%）	・ 水道料金の値上幅の抑制（44.0%） ・ 水質などの安全性（39.4%） ・ サービスの低下（お客様窓口の集約化など）（37.8%） ・ 「災害時の対応力」（36.2%）

6. 今後の検討、協議について

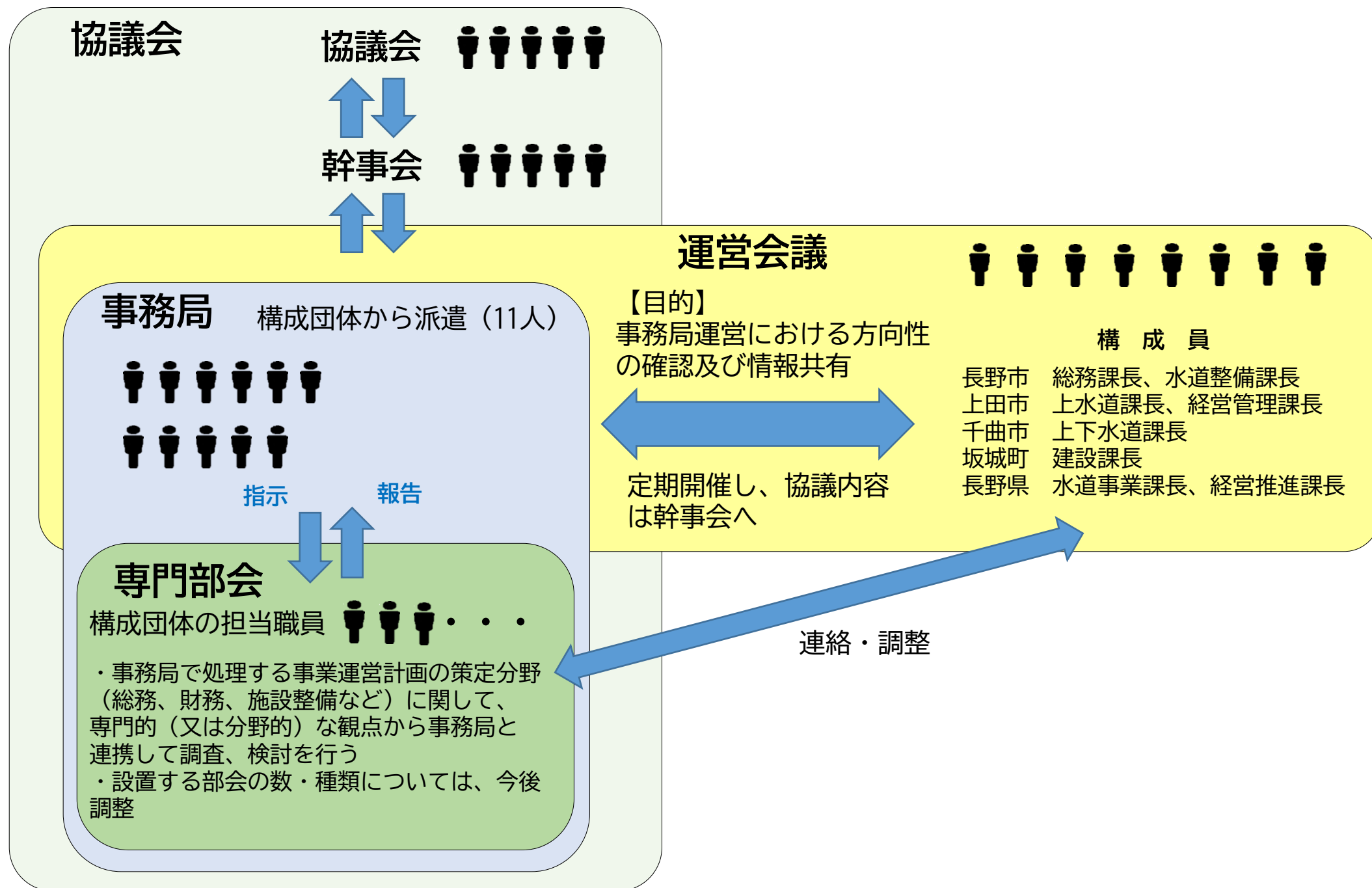
研究会において今後の方向性について一定の合意を得たため、関係団体による協議会を設け、更に具体の検討を行う予定

協議会の概要（案）	
項目	内容
名称	上田長野地域水道事業広域化協議会
目的	上田長野地域における水道事業の統合を目指し、企業団設立に向けた検討、協議を行う
構成団体	長野市、上田市、千曲市、坂城町、長野県
協議事項	企業団規約に関すること 広域的事業の運営計画(組織・職員体制、業務・財政運営、施設整備、情報システム整備等)に関すること 住民理解を得るための広報に関すること
組織体制等	協議会 【構成員】 構成団体の長 又は 長が指定したもの
	幹事会 【構成員】 (長野市) 上下水道事業管理者 (上田市) 上下水道局長 (千曲市) 建設部長 (坂城町) 建設課長 (県) 公営企業管理者 (長野市) 上下水道局長
	事務局等 【構成員】 各団体から規模に応じ派遣 計11人 【設置場所】 上田駅前ビル「パレオ」(上田市所有施設) 【費用負担】 協議会の事務に要する費用は、構成団体が負担
設置時期	令和6年4月8日

今後のスケジュール（イメージ）



任意協議会の組織体制（案）



(参考) 長野県水道ビジョン (令和5年3月改定) の概要

1 改定の趣旨

- 令和元年10月に施行された改正水道法において、水道の直面する課題に対応し、基盤強化を図るため、水道事業の広域連携の推進方針等を記載した「水道広域化推進プラン」の策定が都道府県に要請されたこと等を踏まえ改定（※改定した水道ビジョンを「長野県水道広域化推進プラン」として位置づけ）

2 改定ビジョンの概要

- 安心・安全な水道を将来にわたって維持し、持続的な供給体制を確保するため、県内の水道が目指すべき方向性や取るべき方策・連携策を示すもの

基本目標及び取組の方向性

基本目標	取組の方向性
持続可能な水道事業経営（持続）	健全な財政基盤の維持、計画的な施設更新と最適化の推進 など
災害に強い強靱な水道の構築（強靱）	水道施設耐震化の推進、危機管理体制の強化
安心・安全な水道水の供給（安全）	水源保全対策の強化、水質管理水準の向上 など

広域連携の推進

(広域連携の方向性)

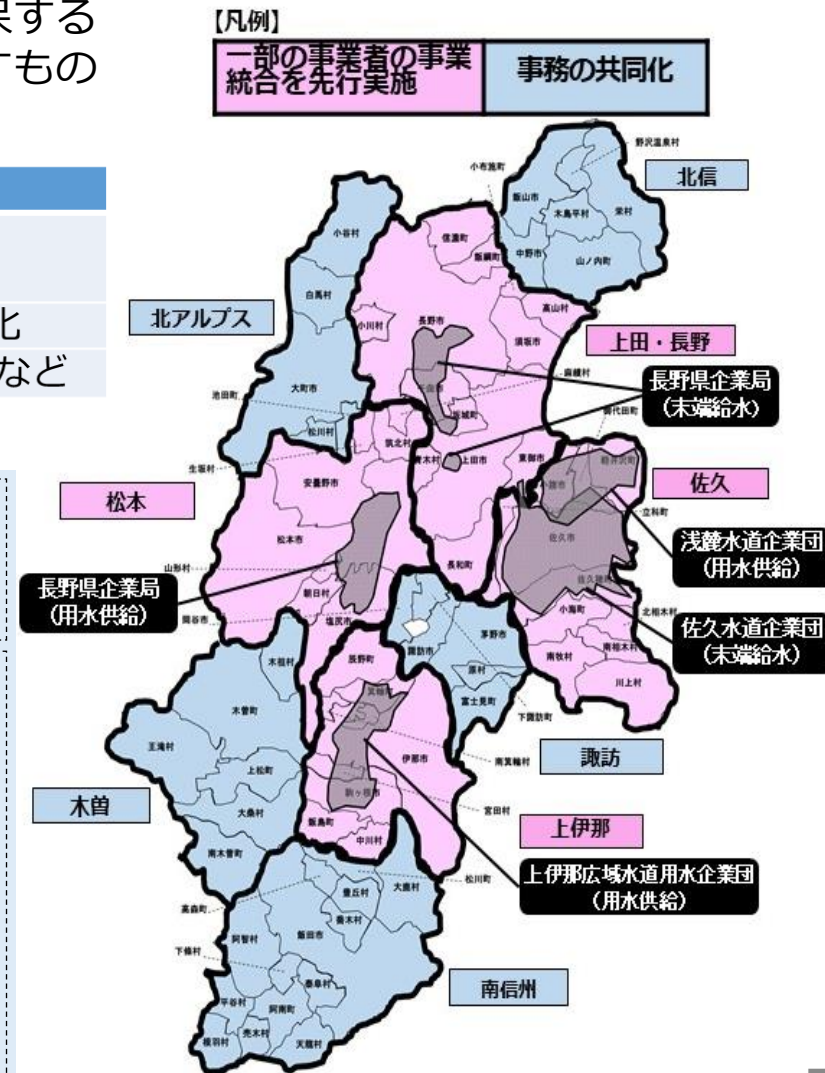
県内を9圏域に分け、**圏域単位の「事業統合」**を目指しつつ、**段階的に広域連携を実施**

(地域における広域連携)

一部の事業者の「事業統合」を先行して実施し、圏域の中核となる事業者を設立した上で、圏域内の他の事業者との事務の共同化、技術面・人材面での協力や業務受託等の連携を行う
(上田長野、佐久、上伊那、松本の4圏域)

(上田・長野圏域)

長野市、上田市、千曲市、坂城町、県企業局は「事業統合」を含めた事業間での連携の検討を進める



上田長野地域水道事業広域化協議会規約（案）

（協議会の目的）

第 1 条 この協議会は、長野市、上田市、千曲市及び坂城町（以下「上田長野地域」という。）における水道事業の統合を目指し、広域水道企業団（以下「企業団」という。）の設立に向けた検討、協議を行うものとする。

（協議会の名称）

第 2 条 この協議会の名称は上田長野地域水道事業広域化協議会（以下「協議会」という。）とする。

（協議会の構成団体）

第 3 条 協議会は、長野市、上田市、千曲市、坂城町及び長野県（以下「構成団体」という。）で構成する。

（協議会の所掌する事務）

第 4 条 協議会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 企業団の設立準備、組織運営に関すること
- (2) 企業団の事業計画に関すること
- (3) 上田長野地域全域の水道事業の統合等に向けた広報及び広聴に関すること
- (4) 下水道事業との連携に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、企業団設立及び企業団が経営する水道事業等に関し必要な事項

（事務所）

第 5 条 協議会の事務所は、長野県上田市天神 1 丁目 8 番 1 号上田駅前ビル「パレオ」に置く。

（組織）

第 6 条 協議会は、構成団体の長又は構成団体の長が指定した者で別表 1 の職にある者をもって組織する。

2 協議会に会長、副会長及び委員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 委員 3 名

（会長及び副会長）

第 7 条 会長及び副会長は、別表 1 の職にある者から互選により定める。

- 2 会長及び副会長は、非常勤とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（委員）

第 8 条 委員は、会長又は副会長を除く、別表 1 の職にある者を充てる。

- 2 委員は、非常勤とする。

（協議会の会議）

第 9 条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 委員から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

- 3 会議は、全員が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、やむを得ない場合は代理人の出席を認めるものとする。
- 4 会長は、会議の議長となる。
- 5 会長は、第1条の目的を達成するため、必要と認められるときは、有識者等に出席を求めて意見を聴くことができる。
- 6 会長は、第1条の目的を達成するため、必要と認められるときは、別表2の職にある者に対して、オブザーバーとして協議会に出席させ、説明等を求めることができる。
- 7 会議は、原則として、公開により行うものとする。
- 8 会議の議事そのほか会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(幹事会)

第10条 協議会が指示する事項及び協議会に提案する事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、構成団体における指定の職の者で別表3の職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会に幹事長を置く。
- 4 幹事長は、幹事の中から互選により定める。
- 5 幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、予め幹事長が指名した者が幹事長の職務を代理する。
- 6 幹事会の会議は、幹事長がこれを招集し、その議長となる。

(事務局)

第11条 協議会及び幹事会等の運営及び調整を円滑に遂行するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(運営会議)

第12条 構成団体間の情報共有及び事務局の円滑な事務遂行のため、事務局において定期的に運営会議を開くものとし、構成団体は、運営会議を通じて必要なサポートを行うものとする。

- 2 運営会議に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第13条 第4条1項の各号に掲げる事項を専門的に協議し又は調整するため、事務局に専門部会を置く。

- 2 専門部会に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担方法)

第14条 第4条の事務の執行に要する経費は、構成団体が負担する。

- 2 前項の規定により構成団体が負担すべき額は、協定により定める。

(脱退)

第15条 構成団体が協議会から脱退する場合は、協議会の同意を得た上で、脱退することができる。

- 2 前項の規定により協議会を脱退する場合は、当該構成団体が既に支出した負担金を返還しない。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年4月8日から施行する。

別表 1（第 6 条、7 条及び 8 条関係）

構成員

団体	役職
(1) 長野市	市長
(2) 上田市	市長
(3) 千曲市	市長
(4) 坂城町	町長
(5) 長野県	公営企業管理者

別表 2（第 9 条関係）

オブザーバー

団体	役職
(1) 長野県	環境部水道・生活排水課長

別表 3（第 10 条関係）

幹事会

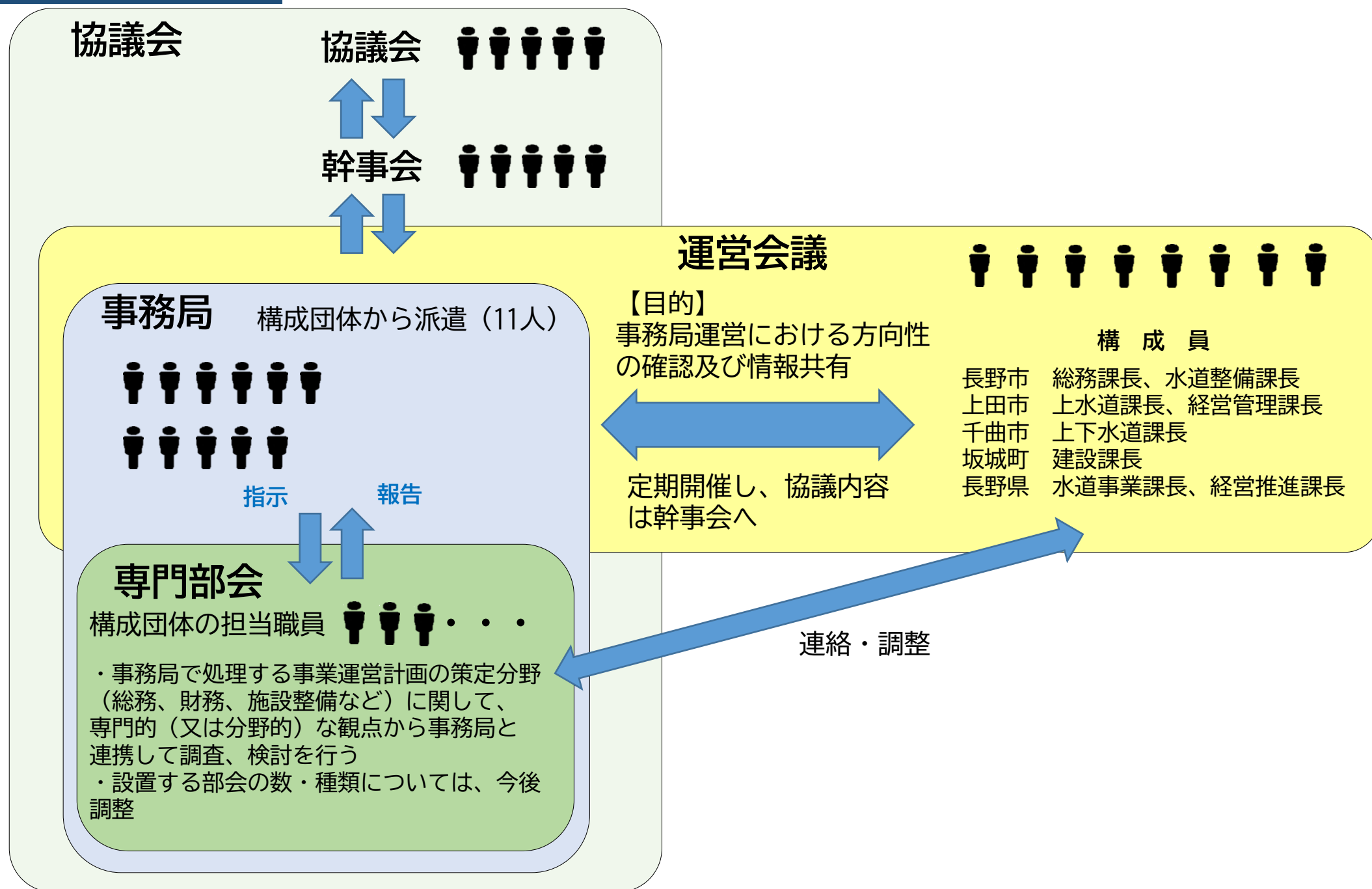
団体	役職
(1) 長野市	上下水道事業管理者、上下水道局長
(2) 上田市	上下水道局長
(3) 千曲市	建設部長
(4) 坂城町	建設課長
(5) 長野県	公営企業管理者

[参考]

協議会の概要

項 目		内 容
名 称		上田長野地域水道事業広域化協議会
目 的		上田長野地域における水道事業の統合を目指し、企業団設立に向けた検討、協議を行う
構 成 団 体		長野市、上田市、千曲市、坂城町、長野県
協 議 事 項		企業団規約に関すること 広域的事業の運営計画(組織・職員体制、業務・財政運営、施設整備、情報システム整備 等)に関すること 住民理解を得るための広報に関すること
組 織 体 制 等	協 議 会	【構成員】 長野市長、上田市長、千曲市長、坂城町長、長野県公営企業管理者
	幹 事 会	【構成員】 (長野市) 上下水道事業管理者、上下水道局長 (上田市) 上下水道局長 (千曲市) 建設部長 (坂城町) 建設課長 (県) 公営企業管理者
	事 務 局 等	【構成員】 各団体から規模に応じ派遣 計11人 【設置場所】 上田駅前ビル「パレオ」(上田市所有施設) 【費用負担】 協議会の事務に要する費用は、構成団体が負担
設 置 時 期		令和6年4月8日

協議会の組織体制



上田長野地域水道事業広域化協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第 1 条 上田長野地域水道事業広域化協議会規約（以下「規約」という。）第 11 条から第 13 条までの規定により、上田長野地域水道事業広域化協議会（以下「協議会」という。）の事務局等に関し、必要な事項を定める。

（所掌事務）

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）協議会の会議運営、庶務、予算、会計に関すること
- （2）幹事会及び運営会議の会議運営、庶務に関すること
- （3）専門部会全体の調整に関すること
- （4）国との連絡調整に関すること
- （5）そのほか、協議会等の運営に関し必要な事項

（職員）

第 3 条 事務局に事務局長、そのほか必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、協議会の会長が任命する。
- 3 事務局長は、事務局の事務を総理する。

（職員の服務等）

第 4 条 職員の服務等については、出身団体の事務従事の規定による。

（運営会議）

第 5 条 運営会議は、事務局と構成団体間の情報共有及び事務局が円滑に事務を遂行するため、必要なサポートを行うことを目的とする。

- 2 運営会議は、事務局と別表 1 の職にある者で構成する。
- 3 運営会議は、事務局が招集し、事務局長が会議を進行する。
- 4 事務局は、必要に応じて専門部会長の出席と部会での調整内容の報告を求めることができる。
- 5 事務局は、会議で調整した内容を幹事会に報告を行うものとする。
- 6 そのほか必要な事項については、事務局長が別に定める。

（専門部会）

第 6 条 専門部会は、規約第 4 条 1 項の各号に掲げる事項を専門的に協議し又は調整することを目的とし、事務局又は運営会議の指示に基づき、構成団体の職員が連携して調査及び検討を行うものとする。

- 2 専門部会は、当該業務を担当する職員の中から構成団体が選出した者で組織する。
- 3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会内から互選により定める。
- 4 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、部会長の職務を代理する。
- 6 会議の開催は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。
- 7 専門部会は、必要に応じて、関係するほかの専門部会と合同の会議を開催することができる。
- 8 そのほか必要な事項については、事務局長が別に定める。

（その他）

第 7 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 8 日から施行する。

別表 1 （第 5 条関係）

運営会議

団体	役職
(1) 長野市	上下水道局総務課長、水道整備課長
(2) 上田市	上下水道局経営管理課長、上水道課長
(3) 千曲市	建設部上下水道課長
(4) 坂城町	建設課長
(5) 長野県	企業局経営推進課長、水道事業課長